

Information

南部町職員採用試験

◇採用予定職種

事務職 I

昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業／卒業見込みの方。並びにこ

事務職 II

昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、高校を卒業／卒業見込みの方。並びにこ

※事務職 I・事務職 IIともに町内在住又は採用後町内に在住で生き者が条件となります。

◇採用予定数

I・IIの区分のいずれから若干名

◇受付期間

7月20日(火)～8月10日(金)まで ※当日消印有効

◇第1次試験 9月19日山梨県立大学 池田キャンパス

総務課 ☎ 66-3401

◇お問い合わせ・申し込み

総務課 ☎ 66-3401

峡南広域行政組合職員募集

◇募集職種

・消防職 A

昭和62年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者又は平成23年3月までに卒業見込みの者。

・消防職 B：昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、上記消防職 A の用件に該当しない者かつ高校を卒業した者又は卒業見込みの者。

※受験資格要件がありますので詳細はお問い合わせ下さい。

◇採用予定者数

若干名

◇募集期間

7月20日～8月10日

◇お問い合わせ

峡南広域行政組合事務局総務課

☎ 0556-32-5011

全ての住宅に 住宅用火災報知機を 設置しましょう。



平成18年6月1日より新築住宅には火災報知機の設置が義務付けられました。また、既存住宅についても消防本部の定める日（平成23年6月1日）までに設置することが義務となっています。

住宅火災が起きた際に亡くなる原因のうち6割が逃げ遅れによるものです。家族の命を守るため、早めに設置して頂きますようお願い致します。

◆設置場所について

義務付けとなる場所：寝室・階段

※義務ではありませんが、ガスコンロ・暖房器具などがある居間や台所も火災の原因となりやすい場所ですので設置することをお勧めいたします。

◆火災報知機設置義務に便乗した悪質商法にご注意ください。

「設置しないと罰金となる…」

「消防署のほうから来ました…」

等々、火災報知機設置義務化に便乗した悪質商法が出ることが予想されます。

消防署や町が訪問販売・斡旋・販売の依頼をすることはありませんのでご注意ください。

お問合せ先

南部町役場 交通防災課 ☎ 66-3417 (ダイヤルイン)

軽自動車税は
町の貴重な財源です！

転入や個人売買等による、所有者名義の変更手続きはお済みですか？
所有する車は、必ず登録場所に登録しましょう。

税務課

☎ 66-3404

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

後期高齢者医療被保険者に対し有効期限が平成23年7月31日の、新しい「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

◇被保険者証交付について

7月下旬 簡易書留で郵送されます。

※新しい被保険者証は届いた日より有効です。

8月1日以降 現在の被保険者証が利用できなくなります。

※この被保険者証はハサミ等で細かく裁断するなどして、廃棄して頂くようお願いします。

また、被保険者の方で、世帯員全員が住民税非課税の場合は、入院時の食事代等の負担が軽減できる場合がありますので住民課までご相談下さい。

◇お問い合わせ 住民課 ☎ 66-3405

8月1日から高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入されている、70歳～74歳までの方がお持ちの国民健康保険高齢受給者証（高齢受給者証）は、毎年8月に更新されます。新しい高齢受給者証が交付されましたら、記載内容を確認していただき、8月1日からは、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証（保険証）と一緒に医療機関窓口へ提示してください。

○交付の方法

《負担割合が変わらない方》

7月末までに新しい受給者証を郵送で送りますので、内容の確認をお願いします。

《負担割合が変わる方》

案内通知を郵送しますので、お手数ですが役場窓口までお越しいただき、古い受給者証と交換してください。

○負担割合は何が基準？

負担割合は、平成21年の所得で判定され、一般、及び、低所得者の方は2割（※平成23年3月31日までは1割に据置）、現役並所得者は3割になります。ただし、現役並所得者の方でも必要要件を満たした場合には一般的の区分と同様となります。（※申請が必要です）

限度額認定証または限度額認定・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在お持ちの限度額認定証、限度額認定・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成22年7月31日となってあります。引き続き限度額認定証等の交付を受けたい場合には、8月中に、役場住民課にて申請の手続きを行ってください。

持ち物：保険証、印鑑

○限度額認定証、限度額認定・標準負担額減額認定証とは…。

入院時に医療機関に提示することで、病院窓口で支払う自己負担額等（保険適用分）が限度額までとなる証明書で、高額療養費の申請が省略できます。また、標準負担額減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院された場合に食事の負担額が減額されます。

入院の予定があり交付申請をされる場合には、保険証と印鑑を持って役場住民課で手続きしてください。

※限度額、標準負担額の区分については、平成21年の所得により判定されます。

問合せ先 南部町役場住民課国保年金係 ☎ 66-3405

分庁舎住民課国保年金係 ☎ 64-4834

